

千曲市災害義援金のお願い

令和元年 10 月 12 日に発生した台風 19 号災害により、被災された方々のために、千曲市災害義援金を下記のとおり受け付けます。皆様のご支援をお願いします。

1. 受付期間

令和元年 10 月 23 日(水)から令和 3 年 3 月 31 日(水)まで。(期間を延長しました。)

2. 義援金の受付方法

下記の口座を開設し、義援金を受け付けています。

下記の口座にお振込みいただくか、市役所会計課まで義援金をご持参ください。

※電話等で直接、義援金の勧誘を行うことはありません。

金融機関	口座番号	口座名義
八十二銀行 屋代支店	(普)654820	千曲市災害義援金(ちくましさいがいぎえんきん)
郵便局・ゆうちょ銀行	(振替口座) 00170-8-266083	同上
長野信用金庫 屋代支店	(普)0447251	同上
長野県労働金庫 更埴支店	(普)4026301	同上

(注意点)

・八十二銀行本・支店窓口からの振り込みは手数料無料です。ATM インターネットバンキング、他行からの振り込みは所定の手数料が必要です。

・郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は無料です。(ATM・ゆうちょダイレクトを利用された場合、手数料が必要となる場合があります。)

・長野信用金庫本・支店の窓口からの振り込みは手数料無料です。ATM インターネットバンキング、他の金融機関からの振り込みは所定の手数料が必要です。

・長野県労働金庫本・支店の窓口からの振り込み及び ATM インターネットバンキングからの振り込みは手数料無料です。他の金融機関からの振り込みは所定の手数料が必要です。

3. 義援金の配分

皆さまからお寄せいただいた義援金は、千曲市災害義援金配分委員会で協議のうえ、被災された方々に届けられます。

4. 税制上の優遇措置

個人	所得税法 78 条第 2 項第 1 号に基づく寄付金控除 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄付金控除
法人	法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄付金控除

5. 受領書の発行について

受領書が必要な方は、ご入金いただく際に、事前に市役所会計課窓口でお申し出いただくか、下記電話へお問い合わせください。後日、受領書が発行されます。

また、銀行振込により口座に送金していただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書と本通知をご持参いただくことで寄付金控除等を受けるための領収書(証明書)に代えることができます。

【問い合わせ】

千曲市役所 会計課 担当 山崎

電話 026-273-1111(内線 1101)

FAX 026-273-1004

E-mail kaikei@ctiy.chikuma.lg.jp